

〔人間と文化 117～124 (2017)〕

わが国における特別支援教育の展開

—学校基本調査結果に基づく量的分析—

園山 繁樹¹ 趙 成河²

(¹筑波大学人間系 ²筑波大学大学院人間総合科学研究科)

The Development of Special Needs Education in Japan:
Quantitative Analysis Based on Results from the School Basic Survey

Shigeki SONOYAMA, Sungha CHO

キーワード：特別支援教育，インクルーシブ教育システム，学校基本調査

Keywords：special needs education, inclusive education system, School Basic Survey

1. 問題と目的

平成17(2005)年12月8日の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(中央教育審議会, 2005)の提言を踏まえ、平成18(2006)年6月21日に「学校教育法の一部を改正する法律」が公布され、平成19(2007)年度よりわが国の「特殊教育」は「特別支援教育」体制に転換した。この法律改正の要点は、従来の盲学校・聾学校・養護学校の区分がなくなり特別支援学校になったこと、特別支援学校にセンター的機能が付加されたこと、幼稚園、小学校、中学校、高校等において特別な教育的ニーズを持つ児童生徒に特別支援教育を行うために個別の指導計画や個別的教育支援計画を作成すること、特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会を設置すること、などである。これは、通常の学級に在籍する児童生徒も特別支援教育の対象に拡大した点で、画期的であったといえる。

また平成18(2006)年12月に国連総会で「障害者

の権利に関する条約」が採択され、平成26(2014)年1月20日にわが国はその条約を締結した。条約締結に向けて、障害者基本法改正(平成23(2011)年)、障害者総合支援法成立(平成24(2012)年)、障害者差別解消法成立と障害者雇用促進法改正(平成25(2013)年)など、様々な国内法の整備が行われた。特別支援教育に関しても、これらの国内外の動向を背景にして平成24(2012)年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(中央教育審議会初等中等教育分科会, 2012)において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」ことが提言されたこと等を踏まえ、平成25(2013)年に

学校教育法施行令の一部が改正された。この改正の最重要点は、「市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。」であった（文部科学省、2013；下線著者）。すなわち、「学校教育法施行令第22条の3の表に規定される程度の障害を有する児童生徒は原則として、特別支援学校に就学し、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としていた規定を改め、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒等について、その障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で就学先を判断・決定する仕組み」に改正された（文部科学省、2014）。この改正により、わが国の特別支援教育はインクルーシブ教育システム構築へと展開したといえる。

インクルーシブ教育システムとは、「障害者の権利に関する条約第24条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。」（中央教育審議会初等中等教育分科会、2012；一部略、下線著者）。

このようにわが国の特別支援教育は法令改正により平成18年から平成25年にかけて様々な制度改正がなされ、インクルーシブ教育システム構築に向けて進んでいる。本論文では特別支援教育の現状を把握し、インクルーシブ教育システム構築の観点から考察するために、文部科学省によって毎年取りまとめ

られている「学校基本調査結果」¹⁾、及び一部「特別支援教育資料」²⁾に基づく年次推移により量的な分析を試みた。

2. 方法

学校基本調査結果と特別支援教育資料から以下のデータについて、一部を除いて昭和40年度から平成28年度までの年次推移を求めグラフ化した。特別支援教育体制が始まった平成19年度以降とそれ以前の推移を比較した。また、養護学校の就学及び設置の義務制が実施された昭和54年度も比較点とした。

- 1) 学校基本調査結果に基づく、養護学校・盲学校・聾学校及び特別支援学校の学校数、及び在籍児童生徒数（学校別、部別、障害別）。
- 2) 学校基本調査結果に基づく、特殊学級及び特別支援学級の学級数（小学校・中学校別、障害別（縦軸名は一括して特別支援学級とした））、及び在籍児童生徒数（小学校・中学校の障害別）。ただし、昭和53年度以前は在籍児童生徒数の集計カテゴリーが異なるため、昭和54年度以降のデータを用いた。
- 3) 特別支援教育資料に基づく、通級による指導の利用児童生徒数（小学校・中学校別、障害別）。ただし本データは、自閉症等の発達障害が調査項目に加えられた平成18年度以降のものを主とした。
- 4) 学校基本調査結果に基づく、就学免除と就学猶予の対象児童生徒数と就学免除の理由別児童生徒数。
- 5) 特別支援教育資料に基づく、小学校・特別支援学校就学予定者（新1学年）として市区町村教育支援委員会等の調査・審議の対象となった者の指定された就学先等の状況。ただし本データは、記載のある平成21年度から平成26年度までとした。

3. 結果

- 1) 養護学校・盲学校・聾学校及び特別支援学校の学校数と在籍児童生徒数

図1に、養護学校・盲学校・聾学校及び特別支援学校の学校数と在籍児童生徒数の年次推移を示し

た。平成19年度以降も特別支援学校の在籍児童生徒数は増え、特に知的障害児と重複障害児、及び高等部での増加が顕著である。一方、全体的に聴覚障害児は減少傾向にある。また養護学校が義務化された昭和54年度は、知的障害児（前年度比1.3倍）と重複障害児（前年度比1.9倍）が増えている。

2) 特殊学級及び特別支援学級の学級数と在籍児童生徒数

図2に、特殊学級及び特別支援学級の学級数と在籍児童生徒数の年次推移を示した。平成19年度以降も特別支援学級数、在籍児童生徒数とも増加している。平成28年度の児童生徒数を平成18年度と比較すると、小学校で2.1倍、中学校で1.9倍に増加している。

3) 通級指導教室の学級数と障害別利用児童生徒数

図3に、平成19年度以降の通級指導教室の学級数と障害別利用児童生徒数の年次推移を示した。学級数、利用児童生徒数とも増加傾向にあり、言語障害が最も多いものの、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥・多動性障害）と情緒障害の増加が顕著である。

4) 就学免除と就学猶予の対象児童生徒数と就学免除の理由別児童生徒数

図4に、就学免除の対象児童生徒数と就学免除の理由別児童生徒数の年次推移を示した。養護学校が義務化された昭和54年度は前年度と比べ、就学免除（3,614人から960人）、就学猶予（6,258人から2,424人）は急減したが、平成25年度から調査項目に加えられた「重国籍のため」の対象児童生徒の増加が見られる。

5) 特別支援教育資料に基づく、小学校・特別支援学校就学予定者（新1学年）として市区町村教育支援委員会等の調査・審議の対象となった者のうち就学基準に該当すると判断された者の指定された就学先等の状況

図5に、平成21年度以降の対象児童の指定された就学先の年次推移を示した。平成26年度は公立小学校の指定（入学）者数（3,420人）が増加し、平成25年度（2,274人）と比べ、1.5倍に増加している。

4. 考察

学校基本調査と特別支援教育資料のデータからは、特別支援教育に移行した平成19年度以降も特別支援学校数と在籍児童生徒数の増加が顕著であった。特に知的障害と高等部の増加が顕著であった。インクルーシブ教育における可能な限り障害を有しない子どもと障害を有する子どもの教育の場を同じにするという原則とは逆の傾向にあるといえる。しかし高校は義務教育ではないことから、中・重度の知的障害のある生徒は入学試験のある高校入学が困難であり、特別支援学校高等部での職業準備教育を広く受けるようになってきていると考えることができる。

同様に、平成19年度以降の特別支援学級数と在籍児童生徒数も増加傾向にある。これらの増加の理由は明確ではないが、平成17年の中央教育審議会答申（中央教育審議会、2005）において、「特殊学級担当教員の活用によるLDやADHD等の通常の学級に在籍する児童生徒への支援を行うなど、特殊学級の弾力的な運用を進める」とされていることから、特別支援学級の役割・機能が拡大していることも反映しているかもしれない。

通級による指導の利用児童生徒数の増加はきわめて顕著であるが、このことは、通常の学級に在籍し、特別な教育ニーズを有する子どもたちのニーズに応じた教育の機会が広まっていることを意味すると考えられる。

以上の年次推移からわかることは、特別支援学校と特別支援学級の在籍児童生徒数、及び通級による指導利用児童生徒数の増加が顕著であることである。特に特別支援学校と特別支援学級は障害を有しない児童生徒との学びの場が異なることを意味しており、インクルーシブ教育システムの構築に向けては、学びの場の違いを最小限にする支援体制の構築を再検討する必要がある。すなわち、小学校と中学校、及び幼稚園や高校も含め通常の学校という場で、特別な教育ニーズに対する手厚い支援ができる構想が求められているといえる。

本論文で取り上げたデータの中で、わが国のインクルーシブ教育の広がりを端的に示すのは図5の

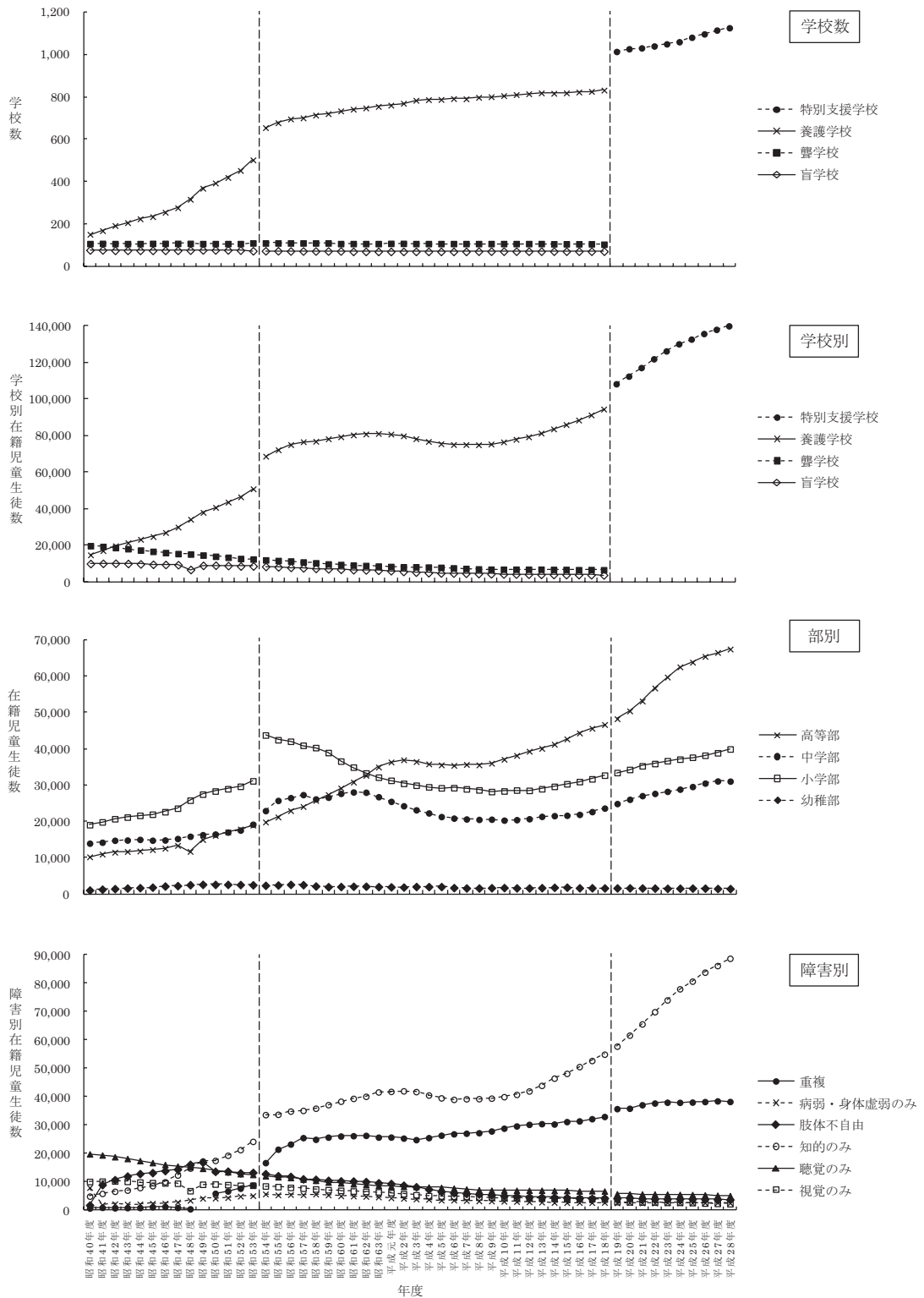


図1 特別支援学校（養護学校・盲学校・聾学校）数と在籍児童生徒数の年次推移

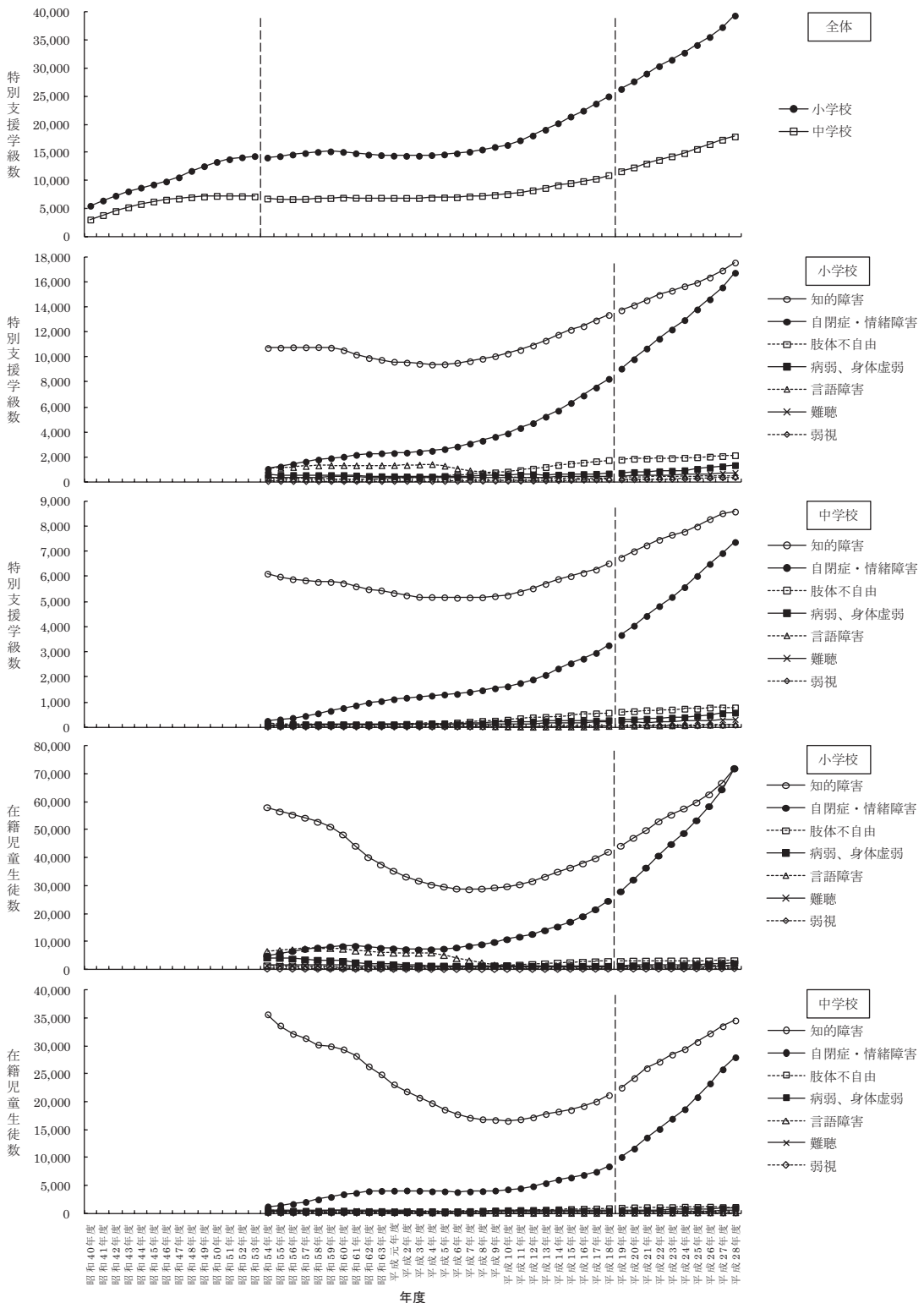


図2 特別支援学級（特殊学級）数と在籍児童生徒数の年次推移

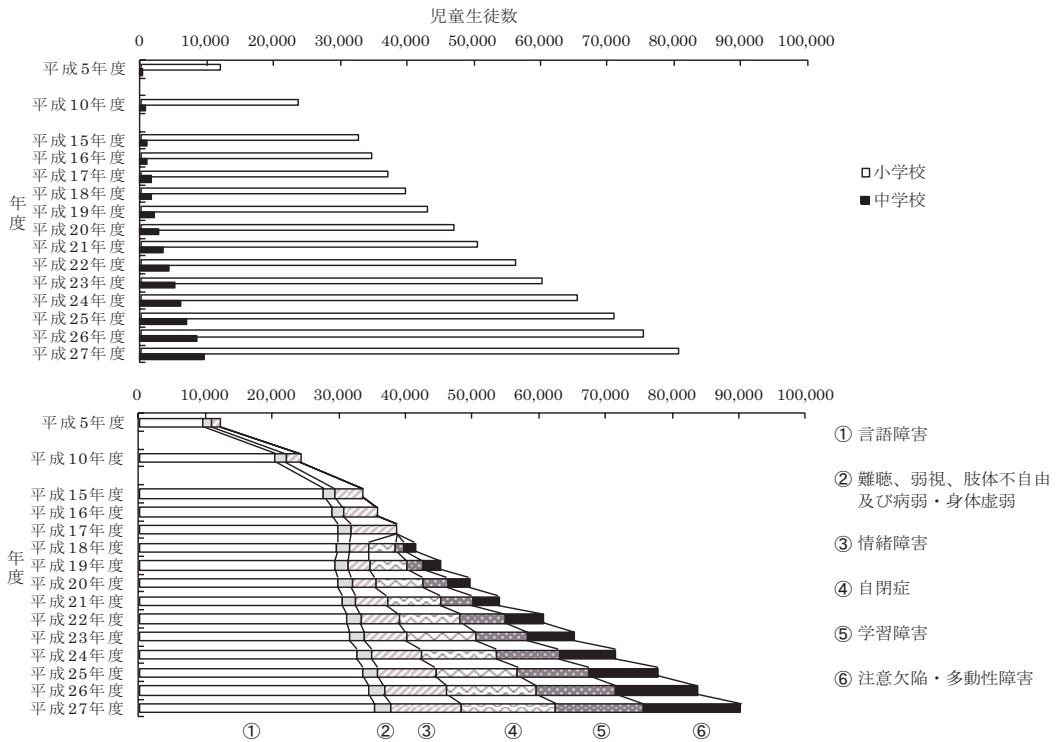


図3 通級による指導の利用児童生徒数の年次推移

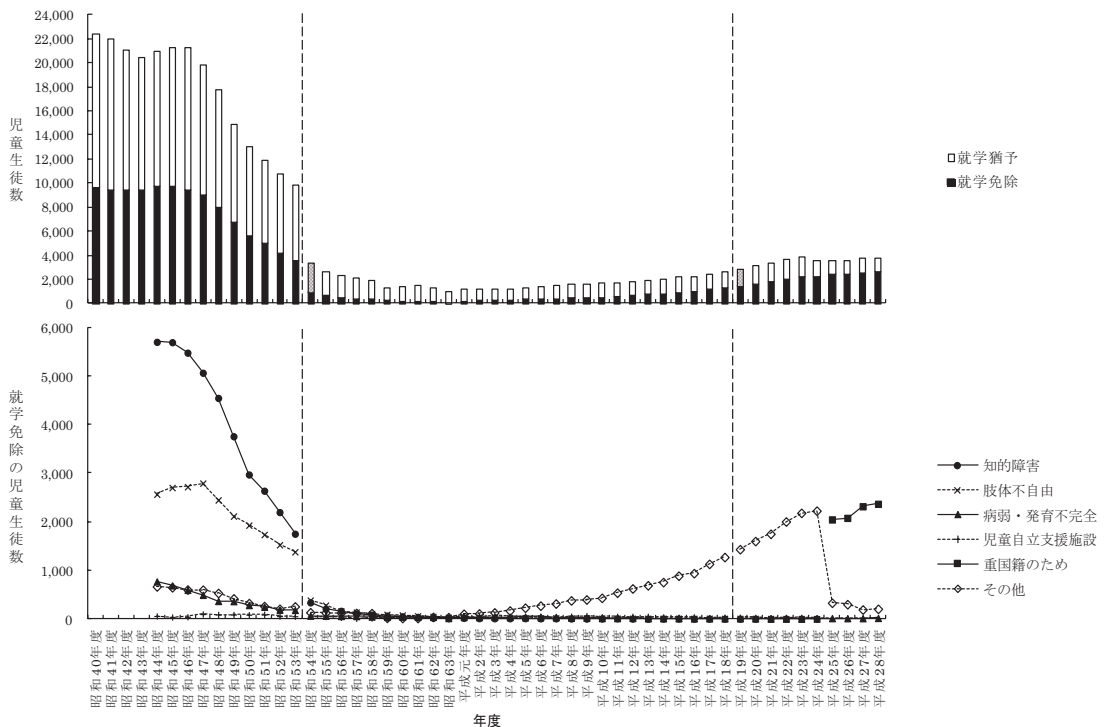


図4 就学猶予と就学免除の対象児童生徒数の年次推移

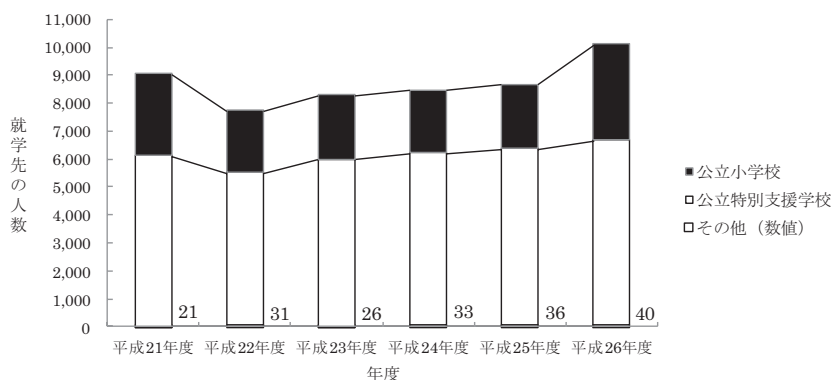


図5 小学校・特別支援学校就学予定者（新1学年）として市区町村教育支援委員会等の調査・審議の対象となった者のうち就学基準に該当すると判断された者の指定された就学先等の状況

「第1学年への就学にあたって就学支援委員会で調査・審議の対象となった者のうち就学基準に該当すると判断された者の指定された就学先が小学校であった者の割合」であると考えられる。図5からは、就学先を小学校と指定された児童の顕著な増加は認められないが、データの最終年度の平成26年度については前年比1.5倍と増加し、今後一層増加する可能性がある。

一方、図4は、就学免除者数が近年増加し、それは重国籍者の増加によることを示している。インクルーシブ教育は障害に限らず差異からの差別が生じる諸問題を教育によって解決しようとする教育的・社会的運動である」（中村・岡，2007）ことから、グローバル化した今日においては、国籍の違いや母語の違いによって教育上の不利益が生じないようにすることも（奴久妻，2014）、今後のインクルーシブ教育システム構築の課題となってきているといえる。

インクルーシブ教育は国の歴史や実情に応じて様々な在り方が考えられ（韓・小原・矢野・青木，2013；三好，2009；高橋・松崎，2014；由岐中・園山，2000）、最終的な目的である共生社会の実現に向けてわが国独自のインクルーシブ教育システム構築が求められる。

註

- 1) 学校基本調査結果は文部科学省の次のwebサイトを参照した。http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
- 2) 特別支援教育資料は文部科学省の次のwebサイトを参照した。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343888.htm

引用文献

- 中央教育審議会（2005）特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）。
- 中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）。
- 韓昌完・小原愛子・矢野夏樹・青木真理恵（2013）日本の特別支援教育におけるインクルーシブ教育の現状と今後の課題に関する文献的考察—現状分析と国際比較分析を通して—。琉球大学教育学部紀要，83，113-120。
- 三好正彦（2009）特別支援教育とインクルーシブ教育の接点の探究—日本におけるインクルーシブ教育定着の可能性—。人間・環境学（京都大学），81，27-37。
- 文部科学省（2013）学校教育法施行令の一部改正について（通知）25文科初第655号（<http://>

- www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1339311.htm 2017年1月15日閲覧)
- 文部科学省 (2014) 学校教育法施行令の一部を改正する政令の解説 (http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/13/1340247_04.pdf 2017年1月15日閲覧)
- 中村満紀男・岡典子 (2007) インクルーシブ教育の国際的動向と特別支援教育. 教育, 741, 75-81, 教育科学研究会.
- 奴久妻駿介 (2014) 日本における外国人児童生徒「不就学」の実態調査—都道府県教育委員会への質問調査より—. 多文化関係学, 11, 87-98.
- 高橋純一・松崎博文 (2014) 障害児教育におけるインクルーシブ教育への変遷と課題. 人間発達文化学類論集, 19, 13-25, 福島大学.
- 由岐中佳代子・園山繁樹 (2000) 米国におけるインクルーシブ教育の動向と課題. 西南女学院大学紀要, 4, 69-81.

(受稿 平成29年1月23日, 受理 平成29年2月7日)